

事業の内容に関すること

Q1 どうして対象者が65歳以上の方なのですか？

A1 本事業は、高齢者の社会参加と介護予防の推進を目的とした、介護保険を財源とする事業なので、65歳以上の方が対象となります。

なお、65歳未満の方が、いわき市シルバーリハビリ体操指導士としての指導活動、高齢者見守り隊の見守り活動をした場合は「いわき健康チャレンジ事業」の対象となり、ポイントをためると市内の店舗等で割引が受けられます。

Q2 いま64歳で、もうすぐ65歳になりますが、事業の対象となりますか？

A2 「65歳になる誕生日の前日」の活動から対象となります。

Q3 ボランティア保険に加入する必要がありますか？

A3 当該事業に参加登録された方が指定のボランティア活動を行う場合、市民総合賠償補償保険の対象となります。申込みは不要です。活動中にけが等をした際は、地域包括ケア推進課（電話 27-8574）に御連絡ください。

登録やポイントに関すること

Q4 ポイントの有効期限はありますか？次の年までポイントをためられますか？

A4 平成30年度分のポイントの付与は、平成30年4月1日～平成31年3月31日までで、商品の交換は平成30年5月1日～平成31年4月15日までとなっております。また、ポイントの有効期限は年度毎の取り扱いとなります。

Q5 年度が切り替わったら、古いポイントカードは使えないのでしょうか。

A5 4月1日になった時点で、前の年度のポイントカードは使えなくなります（ポイント交換は可）。新しい年度になりましたら、事業への再登録とポイントカードの更新が必要となりますので、最寄りの地区保健福祉センター、地域包括ケア推進課、またはボランティアの受入施設へお問い合わせください。再登録の際には、身分証明書をお持ちください。

Q6 登録をする前に指定のボランティア活動を行った場合、遡ってポイントを押してもらえますか。

A6 遡ってポイントを押印することはできません。登録した日の活動からポイントの対象となります。

Q7 ポイントカードを紛失してしまいました。再発行はできますか。

A7 カードの再発行は可能ですが、それまで貯めたポイントは失効となります。紛失には十分ご注意ください。なお、紛失した場合には、地域包括ケア推進課、最寄りの地区保健福祉センターへお問い合わせください。

Q8 複数の施設で何回ボランティアをしても、ポイントの対象となりますか？

A8 当該事業の指定をうけている施設でのボランティアであれば、ポイントの対象となります。ただし、1日の上限は2ポイントまでとなります。

Q9 ボーナスポイントはどうやってもらえますか？

A9 すでに当該事業に登録してボランティア活動をしている方が、知人や友人など新たにボランティア活動をする方を紹介し、その方が新規で登録申込みをすると、両者とも2ポイント付与されます。
なお、1年間のボーナスポイントの上限は6ポイントまでとなっています。

Q10 もともと還元商品が目的でボランティアをしていないのですが、ポイント分を誰かに譲ったり、寄付するようなことはできないのですか。

A10 ポイント還元商品の申請は、ボランティア活動をしてポイントを貯めた方のみとなります。

ボランティア活動の内容に関すること

Q11 施設のボランティアってどんなことをするの？

A11 入所者の方と話をしたり、レクリエーションや行事の補助、配膳や洗濯物たたみなどの簡単なお手伝いです。入所者に直接ふれる介護などは行いません。具体的な活動内容については、事前に施設と打合せをして決めていただくこととなります。

Q12 市内の施設ならどこでもボランティア活動しても良いのですか？

A12 市が指定した施設でのボランティア活動が、ポイントの対象となります。対象となる施設については、活動メニュー一覧表でご確認ください。

Q13 市が指定する施設ってどこですか？施設までの送迎はありますか？

A13 市がボランティアポイントの対象の施設として指定する施設は、別紙の一覧のとおりです。
施設までの送迎は行っておりませんので、御自宅に近い施設での活動や知人との乗り合わせによる活動をお願いいたします。

Q14 数年前に体調を崩してから足が悪いのですが、私でもできるようなボランティア活動はありますか？

A14 足の負担がなく、座ってできるボランティアもあります。認知症カフェでの傾聴活動や施設等で洗濯物をたたんだり、特技を披露するなどのボランティアが考えられます。

Q15 事業の対象となっているシルバーリハビリ体操指導士にはどうすればなれますか？

A15 市が開催している「シルバーリハビリ体操指導士養成講座」を受講していただく必要があります。
全課程を修了することで、体操指導士となり、養成時間や活動状況に応じて3級、2級、1級があります。

Q16 事業の対象となっている高齢者見守り隊に入りたいのですが、どうすれば入れますか？

A16 事業の対象となっているお住まいの地域で結成されている見守り隊のうち、事業の対象となっている見守り隊の隊長に連絡をとって、入会となります。ご不明な点は地域包括ケア推進課（電話 27-8574）に御連絡下さい。

Q17 事業の対象となっている「住民支え合い活動づくり」のサポーターってどんな活動ですか？

A17 地域の高齢者にどのような支援が必要かを共に考え、支え合い活動を行う方がサポーターです。
詳しい内容は地域包括ケア推進課（電話 27-8574 内線 65182）に御連絡下さい。

Q18 事業の対象となっている「つどいの場創出支援事業」のサポーターってどんな活動ですか？

A18 高齢者をはじめとする地域住民が、地域の身近な場所に集まる場をつどいの場と呼びます。そのつどいの場では、健康づくりや介護予防活動等をはじめとした、いろいろなプログラムを実施しています。その運営や支援を行う方がサポーターです。詳しい内容は地域包括ケア推進課（電話 27-8574 内線 65182）に御連絡下さい。

Q19 認知症カフェ「オレンジカフェ以和貴」に興味があるのですが、いつどこでやっていますか？どんなボランティア活動をするのですか？

A19 市内に8カ所「オレンジカフェ以和貴」があります。（平成31年3月27日現在）

- ・イトーヨーカドー平店2階 毎月第2火曜日 11時～15時
- ・サニーポート小名浜 毎月第3金曜日 10時～12時
- ・老人保健施設サンライフゆもと 毎月第4木曜日 13時半～16時
- ・丸ほん 毎月第3木曜日 11時～14時
- ・市総合保健福祉センターラウンジミュウ 毎月第4火曜日 11時～14時
- ・よつくら（喫茶レオ） 毎月第4木曜日 13時半～15時半
- ・介護老人保健施設いきがい村 毎月第3日曜日 10時～12時
- ・グループホームわいの家 毎月第3水曜日 14時～16時

ボランティア活動としては、利用者の方と話をしたり、お茶の配膳や片づけなどを想定していますが、具体的な活動内容については、事前にカフェの運営者と打ち合わせをして決めていただくこととなります。

Q20 以前からボランティアをしている施設が事業の対象となっていない。もっと活動対象を広げてもらえますか？

A20 ボランティア対象となる施設は、施設側のご理解とご協力をいただいたうえで市が指定しております。今後も事業の対象となる施設を対象に、募集を行っていく予定です。

Q21 はじめて施設でボランティアをしようと考えているけれど、不安でなかなか踏み出せません。

A21 すでに当該事業に参加している方からの紹介で、ボランティア活動に参加いただきますと、紹介した方、された方それぞれに2ポイントずつ付与される「ボーナスポイント」があります。すでに活動をしている知人の方などがいらっしゃった場合は、是非このボーナスポイントを活用してボランティア活動に参加してください。

Q22 事業に参加する意思はあるが、実際に活動する場合は受入機関へ自分で連絡して調整するのですか。

A22 その方法でもかまいませんが、平成30年度より、希望する方については、名前は掲載せず、性別、年齢、住所の一部、活動を希望する施設・内容、趣味・特技を受入機関に提供し、その後受入機関側の希望を市で把握し、市より参加者に直接連絡して活動の調整を行うことも可能としています。